

# 下水道使用料について

## ◆ 下水道使用料

下水道使用料は、下水道管の修理や清掃、及び、排出された汚水の処理費などの財源とするため、各家庭や事業所に負担していただくものです。

## ◆ 下水道使用料の算定方法

下水道使用料は、汚水の排水量に応じて算定されます。

詳しくは下記「◆下水道使用料の料金表と計算例」をご覧ください。

## ◆ 排水量

水道水のみをご利用の場合は、検針された水道水の使用水量を排水量とみなします。

地下水（井戸水など）をご利用の場合は、1人につき、1か月あたり8m<sup>3</sup>を排水量とみなします。

水道水と地下水の両方をご利用の場合は、水道水の使用水量に加え、1人につき、1か月あたり4m<sup>3</sup>を加算した合計を排水量とみなします。

## ◆ 下水道使用料の確認とお支払い（上下水道料金一括納付制度）

二宮町の下水道使用料は、水道料金と共に神奈川県企業庁が徴収しています。

口座振替、納付書などによる水道料金のお支払いに、下水道使用料が加算されます。

毎回の金額は、検針の際に投函される「上下水道使用量のお知らせ」でご確認ください。

## ◆ 下水道使用料の料金表と計算例

下水道使用料は、一定期間（原則として2か月）の汚水の排水量から計算します。

下の料金表で定める「基本料金」と「従量料金」の合計に消費税額を加えた金額が

下水道使用料となります。

### 下水道使用料の料金表（2か月あたり・税抜）

平成28年7月より適用

区分	基本料金		従量料金（排水量1m <sup>3</sup> あたり）	
	排水量	料金	排水量	料金
一般汚水	16 m <sup>3</sup> まで	1,764 円	16m <sup>3</sup> を超え、40m <sup>3</sup> まで	129 円
			40m <sup>3</sup> を超え、60m <sup>3</sup> まで	153 円
			60m <sup>3</sup> を超え、80m <sup>3</sup> まで	179 円
			80m <sup>3</sup> を超え、100m <sup>3</sup> まで	193 円
			100m <sup>3</sup> を超え、200m <sup>3</sup> まで	209 円
			200m <sup>3</sup> を超え、1,000m <sup>3</sup> まで	225 円
			1,000m <sup>3</sup> を超え、2,000m <sup>3</sup> まで	241 円
		2,000m <sup>3</sup> を超えるもの	260 円	
浴場汚水	-	-	1m <sup>3</sup> につき	6 円

### 下水道使用料の計算例【水道水を2か月で50m<sup>3</sup>使用した場合】

一般汚水 基本料金	排水量16m <sup>3</sup> まで		1,764 円
一般汚水 従量料金	排水量40m <sup>3</sup> まで	$(40\text{m}^3 - 16\text{m}^3) \times 129\text{円} =$	3,096 円
	排水量60m <sup>3</sup> まで	$(50\text{m}^3 - 40\text{m}^3) \times 153\text{円} =$	1,530 円

下水道使用料（税抜） 6,390 円

消費税額（税率10%） 639 円

下水道使用料（税込） 7,029 円